○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年八月十九日農林水産省告示第千二百三十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年五月八日農林水産省告示第六百六十四号（一に係るものに限る。）、平成元年五月十五日農林水産省告示第六百九十三号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年九月二十五日農林水産省告示第千二百十一号（二に係るものに限る。）、平成二年五月十四日農林水産省告示第六百二十号（六に係るものに限る。）、平成二年十月十五日農林水産省告示第千三百五十号（二に係るものに限る。）、平成五年三月九日農林水産省告示第二百二十八号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県美方郡香美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

○経済産業省告示第二百四十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第三項において準用する第二十三条の規定により、登録養成機関から住所を次のとおり変更する旨の届出があったので、同規則第三十五条第三項において準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十一月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号　登録養成機関名

第十二号　一般社団法人　福岡県中小企業診断士協会

変更後住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目9番25号アバンダント84　2階

変更前住所

福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号福岡県中小企業振興センター　10階

変更年月日

平成二十九年十一月一日

○経済産業省告示第二百四十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十九年十一月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

船ケ迫二一五一の一、二一五二、字堀切二二二〇の三五、字焼野道ヨリ南山二四二三の九四・二四二三の一三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二三の七一、二四二三の七五、二四二三の六六、二四二三の八〇から二四二三の九三まで、二四二三の九六、二四二三の一〇七、二四二三の一〇八、二四二三の一一四から二四二三の一二六まで、二四二三の一二八から二四二三の一三〇まで、二四二三の一三八から二四二三の一四二まで、二四二三の一四六、二四二三の一四七、二四二三の一五九から二四二三の一六二まで、二四二三の一七八、二四二三の一八〇から二四二三の一八二まで、二四二三の一八六から二四二三の一八八まで、二四二三の一九〇、二四二三の一九一、二四二三の一九五から二四二三の一九七まで、防府市大字下右田字城山三〇の三九、三〇の四四、大字奈美字岩竹三九五の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山三〇の三九・三〇の四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年九月二十日農林水産省告示第千二百十一号（二に係るものに限る。）、平成二年五月十四日農林水産省告示第六百二十号（六に係るものに限る。）、平成二年十月十五日農林水産省告示第千三百五十号（二に係るものに限る。）、平成五年三月九日農林水産省告示第二百二十八号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年九月二十五日農林水産省告示第千二百十一号（二に係るものに限る。）、平成二年五月十四日農林水産省告示第六百二十号（六に係るものに限る。）、平成二年十月十五日農林水産省告示第千三百五十号（二に係るものに限る。）、平成五年三月九日農林水産省告示第二百二十八号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）